

狭山市立入間野小第一・第二・第三学童保育室指定管理者募集要項

狭山市立入間野小第一・第二・第三学童保育室の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 設置目的

保護者の就労等により常時家庭が留守等になっている児童の健全な育成を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10の規定に基づき、学童保育室を設置する。

(2) 構成

狭山市立入間野小第一・第二・第三学童保育室は、狭山市立入間野小第一学童保育室（以下「第一学童」という。）、狭山市立入間野小第二学童保育室（以下「第二学童」という。）及び狭山市立入間野小第三学童保育室（以下「第三学童」という。）によって構成される。

(3) 所在地

狭山市大字北入曽980番地（狭山市立入間野小学校敷地内）

位置図及び平面図等は別紙1「狭山市立入間野小第一・第二・第三学童保育室位置図及び配置図」のとおりとする。

(4) 開設時期

第一学童 平成15年1月1日

第二学童 平成23年4月1日

第三学童 令和 5年4月1日

(5) 構造、規模

第一学童 軽量鉄骨造平屋建て、延床面積 104.34 m²

第二学童 軽量鉄骨造平屋建て、延床面積 134.06 m²

第三学童 木造平屋建て、延床面積 79.00 m²

(6) 主要設備

玄関、事務室、保育室、静養室、調理室、洗面所、トイレ（第一学童は男女共用、第二・第三学童は男女別）等

(7) 支援の単位

狭山市立入間野小第一・第二・第三学童保育室における、狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）第10条第2項に定める支援の単位は3であり、第一学童、第二学童、第三学童が各1である。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 狭山市立学童保育室条例（昭和47年条例第58号）第3条に規定される業務に関すること。
- (2) 狭山市立学童保育室条例第4条に規定される放課後児童支援員及び補助員の配置に関すること。
- (3) その他、狭山市立入間野小第一・第二・第三学童保育室指定管理者業務仕様書のとおり。

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 管理運営に係る経費

(1) 指定管理料

狭山市立入間野小第一・第二・第三学童保育室の管理運営に要する経費の総額を、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に予算の範囲内において支払います。この場合、指定管理料の精算は原則として行わないこととしますが、光熱水費（電気・ガス・水道料金使用料）、修繕料及び備品購入費として予定した額に残額が生じた場合には、精算することとします。ただし、光熱水費については、指定管理者の創意工夫による削減は、インセンティブとして精算の対象外とします。（LED照明器具の交換修繕は提案ではないため、インセンティブとはなりません。）

なお、指定管理料の具体的な金額や支払方法は、市と協議のうえ協定で定めるものとします。

(2) 保育料

保育料の徴収は市が行い、市の収入とします。

5 資格要件

(1) 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他団体とします。

なお、複数の法人その他団体により構成されたグループで応募することもできますが、その場合、次のことに留意してください。

ア 単独で応募した法人その他団体は、グループによる応募の構成団体となることはできません。また、同時に複数のグループによる応募の構成団体となることはできません。

イ グループで応募する場合は、グループの名称と代表となる法人その他団体を定めてください。この場合、グループの代表及び構成を変更することはできません。

ウ グループにおける出資比率の最小限度基準は、構成員数が2団体の場合にあつては30%以上、3団体の場合にあつては20%以上とします。ただし、代表となる法人その他団体の出資比率は50%以上とします。

なお、出資を伴わないグループによる応募の場合は、出資比率を当該業務に係る構成団体の責任比率としてください。

エ 構成団体間での協議の状況を確認するため、仮協定書又は協定書案を添付してください。

オ 構成団体には、市内に所在する法人その他団体をできるだけ加えるようにしてください。

(2) 法人その他団体（グループの代表団体及び構成団体となっている法人その他団体を含む。）又はその代表者が次の事項に該当する場合、応募することはできません。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11号の規定により指定の取消しを受けたことがある者

エ 狭山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第3号）第4条の規定に抵触することとなる者

オ 国税及び地方税を滞納している者（法人その他団体の代表者を除く。）

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者若しくは暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある者

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされた者

ク 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされた者

- （3）法人の役員（無限責任社員、取締役、執行役、監査役、これらに準ずべき者を含む。）が、（2）のア、エ及びカに該当しないものであること。

6 責任分担

市と指定管理者の責任分担は、原則として別紙2「責任分担表」のとおりとします。ただし、「責任分担表」に定めのない事項については、市と指定管理者において別途協議するものとします。

7 指定管理業務の継続が困難になるおそれがある場合の措置

- （1）指定管理者は、指定管理業務の継続が困難になるおそれがある場合には、速やかに市に報告しなければなりません。

この場合、市は指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることとします。

- （2）市は前項により期間を定めて、改善策の実施を求めても当該期間内に改善することができない場合、その他指定管理者の責めに帰すべき理由により指定管理業務を継続することができないと認められる場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

- （3）前項により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に生じた損害については、市は、その責めを負わないこととします。

- （4）市又は指定管理者の責めに帰することのできない事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は指定管理業務継続の可否について協議することとします。

8 原状回復義務

指定管理者は、指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消され、管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、狭山市立入間野小第一・第二・第三学童保育室の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければなりません。

9 施設見学会の開催

狭山市立入間野小第一・第二・第三学童保育室の施設見学会を次のとおり開催します。見学を希望される場合は、スマートフォンを用いて右下図に示す二次元コードを読み取るか、パソコン等を用いて次のURLを入力し、施設見学会参加申込フォームに必要事項を入力の上、令和7年7月16日(水)正午までに電子申請してください。



施設見学会
参加申込フォーム

施設見学会参加申込フォームURL <https://logoform.jp/form/6LWm/996371>

(1) 日時

令和7年7月18日(金)

午前9時30分から

* 応募者多数の場合、時間変更の場合があります。

(2) 場所

狭山市立狭山市立入間野小第一・第二・第三学童保育室

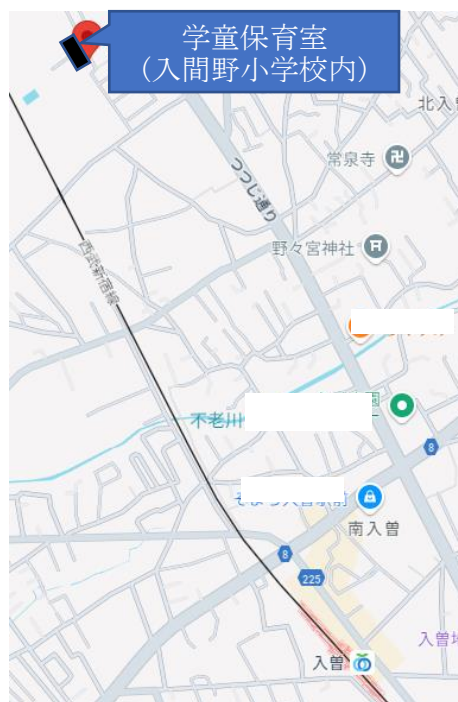
(3) 出席人数

会場の都合上、1事業者あたり4名以内をお願いします。

(4) 持参するもの

スリッパ、本募集要項、業務仕様書等資料

* 当日、資料の配布は行いません。



10 質問書の受付

募集要項等の内容に関して質問がある場合は、スマートフォンを用いて右図に示す二次元コードを読み取るか、パソコン等を用いて次のURLを入力し、募集要項等質問フォームに必要事項を入力の上、令和7年7月22日(火)正午までに電子申請してください。なお、電話での質問、または締め切りを過ぎての質問はお受けいたしません。質問に対する回答は、原則として、令和7年7月25日(金)までに狭山市公式ホームページに掲載します。



募集要項等
質問フォーム

募集要項等質問フォームURL <https://logoform.jp/form/6LWm/996410>

1 1 申請書等の提出及び受付

指定管理者に応募をする法人等は、応募関係書類を次のとおり指定された場所へ、直接持参してください。

(1) 受付期間

令和7年7月25日（金）から8月8日（金）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 受付時間

午前9時から午後4時（8月8日（金）は正午）まで

(3) 受付場所

狭山市こども支援部青少年課（市役所本庁舎低層棟1階12番窓口）

1 2 応募関係書類

(1) 指定管理者指定申請書（様式1-1）

※ グループで応募する場合

ア グループ構成団体一覧（様式1-2）

イ グループ応募理由及び業務分担表（様式1-3）

ウ グループ仮協定書（様式1-4）

(2) 指定管理者事業計画書（様式2）

(3) 指定管理者自主事業計画書（様式3）

(4) 指定管理業務収支予算書（様式4-1、様式4-2）

(5) 受託事業実績概要書（様式5）

(6) 指定管理者指定申請確約書（様式6-1、様式6-2、様式6-3）

(7) 役員名簿（様式6-4）

(8) 法人等の概要が分かる書類（任意様式）

ア 設立趣旨

イ 沿革

時系列で記載し、主な内容について具体的に記載したもの

ウ 事業概要

事業の内容や実績などが分かるもの

エ 組織・運営

・組織図、本社・支社・支店の業務執行体制等が分かるもの及び就業規則又はこれに類するもの

・経営の理念や方針、経営の効率化や透明性の確保に向けての取り組み、組織の管理やチェック体制などが分かるもの

オ 代表者の履歴

カ 現在運営している全ての学童保育室の離職率（令和2～6年度。ただし、夏休み期間のみ等の短期雇用者は除く。）

- (9) 法人等の定款、寄付行為、規約その他これらに類するもの（任意様式）
- (10) 法人の登記簿謄本（任意団体は除く）
指定管理者指定申請日前3か月以内に発行されたもの
- (11) 法人等の決算関係書類（任意様式）
前年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、資産目録等又はこれらに類するもの
- (12) 法人等の現年度の事業計画書、収支予算書又はこれらに類するもの（任意様式）
- (13) 指定申請書を提出する日の属する年度の直近2年分の納税証明書（原本）
・法人税、消費税及び地方消費税
（納税証明書の種類「その3」または「その3の3」）
・都道府県民税、市町村民税等の納税を証する書面
- (14) 法人の役員名簿（任意様式）

※注1 上記の様式は、狭山市の公式ホームページからダウンロードし取得できます。

※注2 応募関係書類の作成と提出にあたっては、次の点に留意してください。

- ア 提出書類は、フラットファイル(例：A4タテ・厚とじ用)で綴じ、書類名が記載されたインデックスシール等を貼付してください。
- イ 応募関係書類の作成に要する費用は応募者の負担となります。
- ウ 提出書類について、提出期限後における差し替え及び再提出は認めません。
- エ 応募者が提出書類に故意に虚偽の記載をした場合は、応募を無効にすることがあります。
- オ 提出書類は返却しません。なお、応募関係書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は、指定管理者選定の説明等のため、必要な場合には応募関係書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。
- また、応募関係書類については、狭山市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、応募者の許可を得て開示できるものとします。
- カ その他、市が追加で書類作成・提出を求める場合があります。

1 3 提出部数

(1) 書類

正本1部、副本3部

(2) データ

正本データは、WordまたはExcel形式に保存の上、スマートフォンを用いて右図に示す二次元コードを読み取るか、パソコン等を用いて次のURLを入力し、指定申請書等データ提出フォームに必要事項を入力の上、令和7年8月8日(金)正午までに電子申請してください。(1つのファイルの容量上限は10MB、1回の回答全体の添付ファイルの容量上限は約100MBです。)



指定申請書等データ
提出フォーム

データ提出フォームURL <https://logoform.jp/form/6LWm/1023690>

1 4 選考方法

(1) 指定管理者候補者の選定にあたっては、こども支援部青少年課による書類審査(第1次審査)及びこども支援部所管指定管理者選定委員会における事業提案に係るプレゼンテーション・ヒアリングによる審査(第2次審査)の2段階審査で行います。

(2) 審査は、下記の基準により行います。

- ア 平等な利用が確保されるように適切な管理を行うことができる。
- イ 利用者(こども及び保護者)本位の柔軟なサービスの提供ができる。
- ウ 公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、安全に管理することができる。
- エ 公の施設を効率的に管理し、管理に係る経費の縮減を図ることができる。
- オ 公の施設の管理運営業務を適正かつ確実に行うことができる物的及び人的能力並びに財務基盤を有している。
- カ 個人情報の適正な取扱いを確保することができる。

(3) 第1次審査は、下記の事項について審査を行います。

- ア 団体審査(適格性の審査)
- イ 事業提案内容の審査(整合性の審査)

(4) 第2次審査では、下記の事項について審査を行います。

- ア 受託能力の評価
- イ 提案内容の評価
 - (ア) 管理運営方針
 - (イ) 運営及び維持管理に関する提案
 - (ウ) 事業に関する提案
- ウ 管理運営費の評価

- (5) プレゼンテーションは制限時間内で説明いただきます。説明が制限時間を超える場合は、制限時間終了時点をもって中断させていただきます。

1.5 選考結果の通知

指定管理者候補者の選定結果は、全ての応募者に10月下旬までに文書で通知します。

1.6 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定及び協定の締結

こども支援部所管指定管理者選定委員会で選定された指定管理者候補者と細部についての協議を行い、仮協定を締結し、令和7年第4回狭山市議会定例会における議決を経て、指定管理者に指定した日に正式な協定としての効力が発生することとなります。

なお、協定で定める主な事項は次のとおりです。

- ア 指定管理者が業務を実施するうえで従うべき基準
- イ 指定管理者の指定期間
- ウ 指定管理料の額と支払い方法
- エ 指定管理者が行う施設の修繕と備品の購入の範囲
- オ 個人情報の保護
- カ 業務の実施状況等に係る報告書の作成と提出
- キ 協定の解除の要件
- ク 市と指定管理者の責任分担

(2) 指定等に係る留意事項

市議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。なお、前記の指定管理者に指定しない場合や議会の議決が得られなかった場合においても、公募に要した費用や管理運営の事前準備のために支出した費用については、一切補償しません。

1.7 その他

指定管理業務の実施にあたっては、この募集要項に定めることのほか、狭山市立入間野小第一・第二・第三学童保育室指定管理者業務仕様書に定めるとおりとします。

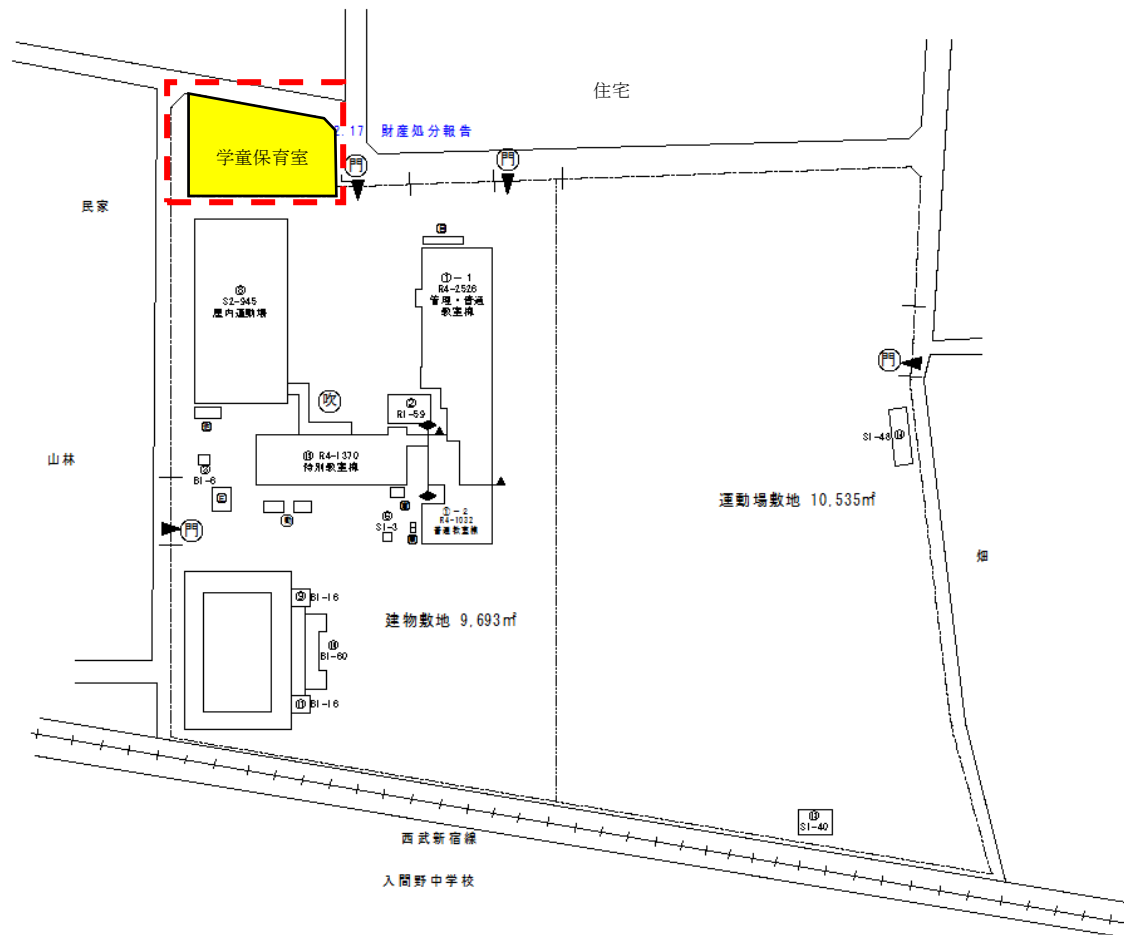
1.8 問い合わせ先

狭山市こども支援部青少年課 電話 04-2941-4316（直通）
電子メール：seishonen@city.sayama.saitama.jp

別紙 1

狭山市立入間野小第一・第二・第三学童保育室位置図及び配置図

(1) 位置図

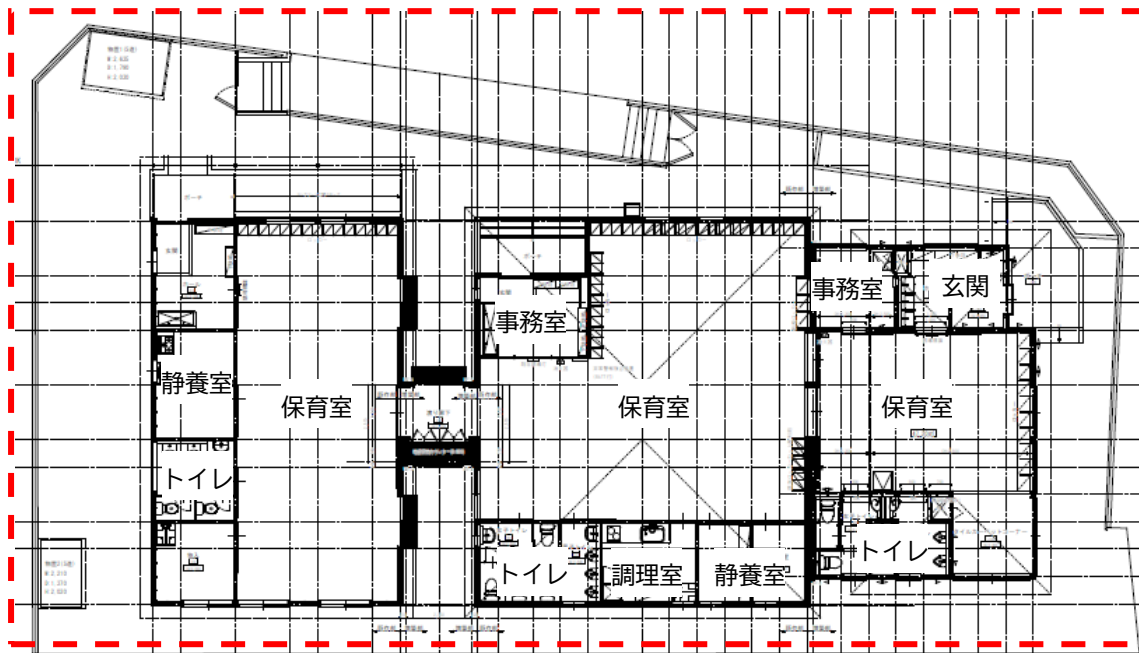


< 交通案内 >

西武新宿線入曽駅東口から徒歩約 20 分

関越自動車道川越 IC から国道 16 号線で約 9 km、約 30 分

(2) 平面図



(3) 設備概要

電気設備	受電設備（動力設備交流三相 3 線式 200V、電灯コンセント交流単相 3 線式 100/200V、契約電力 120A）、電灯・コンセント設備（非常用照明器含む）、弱电設備（電話設備ほか）
空気調和設備	天吊り型エアコン 5 台、排風機
給湯設備	ガス給湯器 1 台、IHレンジ、都市ガス設備
防災設備	消火設備（消火器）、避難設備（非常照明、誘導灯、誘導標識）、非常警報設備
給排水設備	給水設備一式、排水設備一式
通信設備	外線電話設備、テレビ視聴設備、カメラ付インターホン

別紙 2 (6 関係)

責任分担表

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、要望、訴訟への対応		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	一般的な税制変更		○
	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
行政的理由による事業変更	行政的な理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴雨、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	運営上必要な初期投資、資金の確保		○
	経費の支払い遅延（市→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
施設・設備 の損傷	小規模なもの		○
	上記以外	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
施設・設備 の修繕	小規模なもの（1件100万円以下(税込)）		○
	上記以外	○	
展示物等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
第三者への 賠償	指定管理者の責めに帰すべき理由により損害を与えた場合		○
情報漏洩、 セキュリティ	情報の漏洩、警備不備による事故及び犯罪発生		○
事業終了時 の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○
債務不履行	指定管理者の債務不履行による指定管理業務の破綻等のリスク		○
自主事業リ スク	自主事業の運営に関するリスク		○
管理上の問 題を伴う事 故に対する 責任	必要な保険への加入		○

(注) 施設の利用者等に損害を与えた場合、第一義的には指定管理者がその損害の賠償責任を負うものとします。